

令和7年8月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ネ)第742号 損害賠償請求控訴事件 (原審・横浜地方裁判所令和4年(ワ)第862号)

口頭弁論終結日 令和7年5月26日

5

判 決

横浜市青葉区

控 訴 人 藤 井 将 登

同所

控 訴 人 藤 井 敦 子

10

上記2名訴訟代理人弁護士 古 川 健 三

被 控 訴 人 作 田 學

同訴訟代理人弁護士 片 山 律

横浜市青葉区

15

被 控 訴 人

同所

被 控 訴 人

上記2名訴訟代理人弁護士 山 田 義 雄

主 文

20

1 控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

(略称は、新たに定義しない限り、原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

25

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人らは、控訴人将登に対し、連帯して、696万1760円及びこれに対する平成29年11月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人らは、控訴人敦子に対し、連帯して、330万円及びこれに対する平成29年11月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 被控訴人●●と●●●●(以下「●●」という。)の夫婦とその子である被控訴人●●●●(以下、この3名を「1審被告●●ら」、●●を除く2名を「被控訴人●●ら」と総称する。)及び控訴人ら夫婦は、いずれも本件団地の住民であり(ただし、●●は令和6年8月23日に死亡)、1階の控訴人ら宅の斜め上に2階の1審被告●●●●ら宅がある。

1審被告●●●●らは、控訴人将登の喫煙による副流煙等が原因で体調に異変を来したとして、平成29年11月に、控訴人将登に対し損害賠償等を請求する別件訴訟を提起し、証拠として、医師である被控訴人作田作成に係る、1審被告●●●●らの病名を化学物質過敏症とする診断書を提出するなどしたが、令和2年の別件控訴審判決の確定により、1審被告●●●●らの請求を棄却した別件一審判決が確定した。

2 本件は、控訴人らが、1審被告●●●●らによる別件訴訟(控訴を含む。)の提起及び被控訴人作田による診断書の作成など別件訴訟への援助が違法であり、控訴人らに対する共同不法行為に当たると主張して、被控訴人らに対し、慰謝料と弁護士費用の損害賠償金(控訴人将登において合計696万1760円、控訴人敦子において合計330万円)及びこれに対する別件訴訟を提起した日(不法行為の日)である平成29年11月21日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。原審において、原審係属中に死亡した●●に対する訴えは、取下げにより終了した。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、これを不服とする控訴人らが控訴した。

- 3 本件の前提事実並びに争点及び当事者の主張は、4のとおり当審における控訴人らの補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人らの補充主張

(1) 被控訴人●●●らに対する請求

別件訴訟の提起は、被控訴人●●●らの思い込みによるものであるところ、客観的な証拠がない単なる思い込みや憶測に基づく訴訟提起は、裁判制度の趣旨目的に反する。また、主張内容と異なる認定で請求棄却の判決がされた場合は、原則として、当該主張を行った訴訟当事者の請求には事実的基礎を欠くとい

べきであり、それが裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くといえないとするには、記憶違いや通常人にもあり得る思い違いをしていたなどの事実を主張立証する必要があるが、被控訴人●●●らはその主張立証をしていない。

さらに、1審被告●●●らの請求を棄却した別件一審判決への控訴について、法的事実的基礎があるというためには、より慎重な判断が必要であるところ、別件控訴審に提出された証拠は控訴提起後に作成されたものであり、控訴提起の相当性を裏付けるものではない。

(2) 被控訴人作田に対する請求

ア 本件診断書①、②の作成交付が違法であること

被控訴人作田による本件診断書①、②の作成交付は、本件診断書①、②には、1審被告●●●らの供述のみに基づいて、1審被告●●●らの体調不良の原因が控訴人将登の喫煙による副流煙等にあると断定する記載がされており、記載内容に違法があること、被控訴人●●●を診察しないでその診断書を作成した点で医師法20条違反があること、本件診断書①、②は、全く面識がなかった控訴人将登に喫煙をやめさせるために作成されたものであり、作成

目的に違法があることから、違法と評価すべきである。

イ 被控訴人●●●らの別件訴訟の維持を助長させることが違法であること

医師である被控訴人作田は、別件訴訟における1審被告●●●らの請求に事実的基礎が欠けていることを認識し得たのに、1審被告●●●らにポケットマネーで調達したPM2.5測定モニターを渡すなど強力な支援を続けて、意見書等を作成し、別件訴訟に提出させており、これらの行為は、医師として尋常ならざる関与というほかなく、仮に別件訴訟の提起が不法行為を構成しないとしても、違法と評価すべきである。

第3 当裁判所の判断

1. 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、2のとおり当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

(1) 被控訴人●●●らに対する請求について

ア 控訴人らは、被控訴人●●●らの思い込みによる別件訴訟の提起は、裁判制度の趣旨目的に反する旨を主張するが、前記1で引用する原判決の説示のとおり、被控訴人●●●らは、受動喫煙症や化学物質過敏症との医師の診断を受けていたこと、1審被告●●●ら宅の近隣住民でタバコを吸う者は、斜め下に居住する控訴人将登だけであり、1審被告●●●らは、控訴人将登が吸っていたタバコの煙の臭いが、1審被告●●●らが感じていた臭いと同じ特徴（甘い香り）を有していると認識していたこと、1審被告●●●らは、控訴人らとの話合いをしていたが、控訴人将登に対して控訴人ら宅での喫煙を止めるように求めた平成29年4月19日付けの通知書への回答を得られなかったことなどの事情に照らすと、1審被告●●●らによる別件訴訟の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く訴えの提起とは認められない。

これに対し、控訴人らは、①控訴人将登が控訴人ら宅に不在のときにも1
審被告●●●ら宅にタバコ煙が流入したとの記載が●●●の日記（甲36）にある
こと、②●●●は、喫煙歴があるのに、平成29年4月に被控訴人作田の診察を
受けるに際して、問診表中の「喫煙をされますか」の質問に対して「いいえ」
に丸を付けた（甲48）こと、③控訴人らが、前記通知書への回答を控えた
のは、1審被告●●●らにおいて、それまでに控訴人らから受けていた論理的
な説明を受け入れようとしなかったためであることを指摘する。

しかしながら、①について、1審被告●●●らにおいて、控訴人将登が不在
か否かを確認できるとは限らないといえる。また、②について、●●●は、問診
表の喫煙の質問欄に喫煙歴を記載する部分があることを見落としていた旨
を述べており（丙23）、意図的に喫煙歴を隠していたと認めることはでき
ない。さらに、③について、一般に交渉を行っている者において、相手方が
回答をしないことを受けて訴訟提起など異なる手段を検討することは何ら
不自然ではないし、1審被告●●●らにおいて、控訴人らが主張する回答を控
えた理由を理解していた、あるいは理解し得たこともうかがわれない。した
がって、控訴人らの指摘する上記事情によっても、前記の結論は左右されな
い。

イ また、控訴人らは、主張内容と異なる認定がされて請求棄却の判決を受け
た場合には、記憶違いや通常人にもあり得る思い違いをしていたことなどの
事情を主張立証しなければ、違法な訴えの提起になる（最高裁平成21年（受）
第1539号同22年7月9日第二小法廷判決・裁判集民事234号207
頁）旨を主張するが、上記最高裁判決は、提訴者の請求を基礎づける事実の
うち、提訴者自身が経験した事実についての主張が認められないというのに
とどまらず、いわゆる反対事実が積極的に認められる場合における事例判断
を示したものであるところ、別件訴訟では、体調不良の原因についての評価
が争われた事案であり、1審被告●●●らが体調不良であったなどの自ら経験

した事実の反対事実が積極的に認められたものではないから、事案を異にする。したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

ウ さらに、控訴人らは、請求棄却とした別件一審判決後の控訴の提起に当たってはより慎重な判断が必要であり、別件控訴審に提出された証拠は控訴提起後に作成されたものであるから、控訴提起の相当性を裏付けるものではない旨を主張するが、1 審被告●●●らは追加の立証を予定して控訴を提起したものと認められるのであって、その控訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くということとはできないし、それをうかがわせる事情を認めることもできない。

エ したがって、控訴人らの被控訴人●●●らに対する損害賠償請求は理由がない。

(2) 被控訴人作田に対する請求について

ア 控訴人は、被控訴人作田による本件診断書①、②の作成交付について、①記載内容の違法、②無診察の違法（医師法 20 条違反）、③作成目的の違法がある旨を主張する。

被控訴人作田において、被控訴人●●●を診察しないで同人についての診断書を作成したことは、医師による診断書作成における医師法 20 条の規律に反するといえるものであり、また、控訴人将登に喫煙をやめさせるために診断書を作成したことは、診断書作成経過やその内容の妥当性とも関連し、診断書の趣旨・目的を逸脱するという余地もあるということが出来るものの、このことから、直ちに、控訴人らの不法行為の被侵害利益足り得る利益が侵害されたということとはできない。また、本件診断書①、②の記載内容について見ても、医師において、患者の病状を診断し、その原因を検討する場合に、患者の認識に依拠せざるを得ないことはあり得るものであり、また、医師の判断は、病状の把握及びその治療という観点から行われるものであって、上記のような患者の認識に加えて医師の経験や専門的知見を踏まえて原因を

含めた一定の判断を示すことは、そのことのみで不当であるということとはできないし、被控訴人作田の本件診断書①、②の作成において上記と異なる事情があったこともうかがわれないから、このことによって控訴人らの法的利益が侵害されたということもできないのは、上記と同様である。

イ 控訴人らは、被控訴人作田による、前記アの事情のもとに作成された本件診断書①、②を交付したことが、別件訴訟の維持を助長させたとも主張するが、本件診断書①、②の作成交付自体について、控訴人らの法的利益を侵害するといえないことは前記アのとおりであるし、PM2.5測定モニターを交付することを含め、被控訴人作田において、これらの行為を、別件訴訟に根拠がないことを知りながら、別件訴訟の維持のために行ったとうかがわせる事情もない。

ウ したがって、控訴人らの被控訴人作田に対する損害賠償請求は理由がない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であって、控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官

山田真紀

山 田 真 紀

裁判官

橋本 修

橋 本 修

裁判官

橋爪

信

橋

爪

信



これは正本である。

令和7年8月20日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 池田 佳寿子